

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

第二条の三 法第二条第四項第二号の政令で定める本邦に
 入国する者が携帯する廃棄物は、入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみその他の廃棄物（前条に規定する廃棄物を除く。）であつて、当該入国する者が携帯するものとする。
 （平五政三八五・追加）

特別管理産業廃棄物

第二条の四 法第二条第五項（ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

環境省令で定めるもの

- 一 廃油（燃焼しにくいものとして環境省令で定めるものを除く。）
- 二 廃酸（著しい腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものに限る。）
- 三 廃アルカリ（著しい腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものに限る。）
- 四 感染性産業廃棄物（別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物（国内において生じたものにあつては、同表の上欄に掲げる施設において生じたものに限る。）をいう。以下同じ。）
- 五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）
 - イ 廃ポリ塩化ビフェニル等（廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油をいう。以下同じ。）
 - ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物（次に掲げるものをいう。以下同じ。）
 - (1) 汚泥（事業活動に伴って生じたもの及び法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物のうち日常生活に伴って生じたもの（以下「事業活動等発生物」という。）に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
 - (2) 紙くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ

令第二条の四の環境省令で定める基準等

- 第一条の二 令第二条の四第一号の環境省令で定める廃油は、次に掲げるものとする。
 - 一 タールピッチ類
 - 二 廃油（前号に掲げるものを除く。）のうち、揮発油類、灯油類及び軽油類を除くもの
- 2 令第二条の四第二号の環境省令で定める基準は、水素イオン濃度指数が二・〇以下であることとする。
- 3 令第二条の四第三号の環境省令で定める基準は、水素イオン濃度指数が十二・五以上であることとする。